桜 農 第 25 号 令 和 7 年 4 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

	·
	桜井市
	(29206)
	粟原地区
	(粟原集落)
<b>としか 4 - 左 日 □</b>	令和7年3月17日
たこめ)に平月日	(第2回)
	まとめた年月日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

中山間地にある地区で、地区内に農地が点在しており集約が難しい地域である。集落内にある農地については中山間直接支払交付金等を活用し、管理を行っているものの、集落より離れた山深い農地については既に手をつけることも出来ず、林地と化している。地区の農家も高齢になってきており、集落内の景観を維持するという目標にそって耕作、草刈り等の管理は行っているが機械が入りづらい農地も多く、また収益性も低いことから今後の管理については大きな課題となっている。また、獣害についても問題があり、地区南側には柵を設置しているが、地区北側の国道沿いからの侵入があるため、未だに継続して対策を考えていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進める。また、スマート農業(水門管理システム)の導入や、果樹への転換を検討している。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区	21.99 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.99 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

Ж

×

/ 4 \	の将来の在り方に向け	た農	農用地の効率的かつ総合	的:	な利用を図るため	かに	必要な事項			
(1)	農用地の集積、集約化	, のフ								
手へ	への集積・集約を進める	。前	が管理を行っているが、 述の通り、地区内に矮小っている農地を維持、管	な	農地が点在して					
Į		続し	いているため、現時点での	D活	用は要しない。 <del>-</del>		の離農等の状況		合わせて機構	
に貸	┋し付け、集積・集約をシ	生め	<b>ა</b> .							
(3)	基盤整備事業への取締	1万	 針							
	整備されていない農地も多く、特に問題となるのは農地へ侵入するための農道である。機械を入れづらい道幅で									
あることから、整備事業を活用することで機械を導入できるように整え、耕作を行っていく。										
<u>(1)</u>	4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
(4)多様な経呂体の確保・自成の取組方針 市と連携を行う。										
IP C E ID C I I J o										
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
米の	D収穫・調整作業を、JA	や身	<b>集落外の農業者に委託し</b>	てし						
—— 以下	 F任意記載事項(地域 <i>0</i>	)実	 情に応じて、必要な事項	<b>を選</b>	 訳し、取組方針:	<u>を</u> 記				
	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化·輸出等		5果樹等	
			@ /D A ##=####				0.111.1.111.11			
-	⑥燃料•資源作物等		⑦保全•管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑪その他	